

教育長	北海道新聞社との「札幌市立学校における新聞活用等に関する協定書」の締結について					
	平成 27 年 3 月 17 日 起案		教育委員会学校教育部教育課程担当課			
平成 27 年 3 月 24 日 決裁		企画担当係長 工藤 真嗣 Tel.211-3891				
	教育長	教育次長	部長	課長	係長	係
主 管	 3/24	 27.3.24	 27.3.19 大友	 27.3.17 齊藤	義務教育担当   	
	合 議		生涯学習  27.3.23	教育推進  27.3.19 井口 総務  27-03-20 教育政策担当  27.3.23	教育推進  庶務  学校 ICT 推進担当 情報化推進担当  	      
環 境				市民自治		

標記のことについて、札幌市立学校における児童生徒の言語活動の充実等を目的として、別添の内容のとおり協定を締結したい旨、北海道新聞社から依頼がありました。

については、協定の内容が、札幌市における教育の向上に寄与するものであることから、別紙案のとおり同社と協定を締結してよろしいか伺います。

また、同社との協定書調印式を、下記のとおり実施してよろしいか、併せて伺います。

なお、本協定書に関わる個別の取り決め等につきましては、都度伺うことを申し添えます。

記

1 日 時

平成 27 年 (2015 年) 3 月 25 日 (水) 14 時 00 分から (30 分程度)

## 札幌市立学校における新聞活用等に関する協定書

札幌市教育委員会（以下「甲」という）と株式会社北海道新聞社（以下「乙」という）は次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

### 〈目的〉

#### 第1条

甲と乙は相互に連携し、甲および甲が所管する学校において、乙が発行する新聞の記事（以下、媒体を問わず総称して「新聞記事」という）および「北海道新聞記事データベース」（乙がインターネットを通じて、新聞記事の検索・閲覧等のサービスを顧客に有償提供するもので、以下、「記事データベース」という）ならびに乙が派遣する乙の従業員である記者等（以下「記者ら」という）の人材を活用し、児童・生徒の言語活動の充実を図るとともに、札幌市における教育の向上に寄与する。

### 〈新聞記事の利用〉

#### 第2条

(1) 甲および甲が所管する学校は、著作権法第35条、第36条に基づき、乙が発行する新聞記事を利用することができる。

(2) 甲および甲が所管する学校は、新聞記事を利用する際、自らの責任において、肖像権、個人情報保護など人権に十分配慮する。

### 〈新聞の購入〉

#### 第3条

甲が所管する学校が授業等に利用するための北海道新聞の購入代金は、協議の上、決めることができる。

### 〈記事データベースの活用支援〉

#### 第4条

甲が所管する学校の情報活用授業について、甲乙協議の上、乙は記事データベースを活用した支援を行う。

### 〈記者らの派遣〉

#### 第5条

乙は、甲および甲が所管する学校の要請があれば、新聞記事を活用した授業、教員研修等に記者らを可能な限り派遣する。

〈インターンシップ（職場体験学習）〉

第6条

乙は、甲が所管する学校が乙の施設内でのインターンシップ（職場体験学習）を希望した場合、可能な限りこれを受け入れるものとする。

〈有効期間〉

第7条

本協定の有効期間は、平成27年（2015年）4月1日から平成28年（2016年）3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の30日前までに、甲乙いずれからも書面により申し入れがない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

〈その他〉

第8条

本協定に定めのない事項が生じた場合や、連携および支援の細目については、その都度、別途協議して定める。

本協定の証として本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年（2015年）4月1日

（甲）札幌市中央区北2条西2丁目

札幌市教育委員会

教育長

町田隆敏

（乙）札幌市中央区大通西3丁目6

株式会社北海道新聞社

常務取締役経営企画局長

三瀬 兼三